

須崎市告示第43号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の1第2項の規定に基づき、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に須崎市が実施する土木、建築事業等に係る調査、計画及び設計の業務の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び方法等について次のとおり定める。

令和5年12月1日

須崎市長 楠瀬 耕作

第1 入札参加資格者

競争入札に参加することができる者は、競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、須崎市一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録された者とする。

第2 入札参加資格の有効期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

第3 資格審査基準日

資格審査は、令和5年10月1日を審査基準日として実施する。

第4 資格審査

資格審査は、原則として2年ごとに実施するものとする。資格審査（第8条の規定による会社の合併等による入札参加資格の承継の審査及び第9条の規定による入札参加資格の再審査を除く。以下同じ。）は、高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和3年高知県規則第72号）第4条第1項に規定する電子情報処理組織であって資格審査に係るもの（以下「高知県入札参加資格共同電子申請システム」という。）を使用する方法により行うものとする。資格審査を申請しようとする者は、令和5年12月28日の午後10時までに、高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱に定めるところにより、申請を行わなければならない。

第5 資格審査の結果の通知及び公表

資格審査結果は、高知県入札参加資格共同電子申請システムにより資格審査を申請した

者に通知するとともに、高知県土木部土木政策課内に設けられた高知県建設業者許可書類閲覧所等において公表するものとする。また、資格者名簿は、須崎市役所総務課内の閲覧所において、閲覧に供する方法により公表する。

第6 申請内容の変更の届出

資格審査を申請した者又は資格者名簿に登載された者は、申請内容の変更があったときは、直ちに、高知県入札参加資格共同電子申請システムから変更事項を届け出なければならない。

第7 入札参加資格の取消し

市長は、有資格者名簿に登載された者（以下「有資格者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、入札参加資格を取り消すものとする。

- （１）業務に関し法律上必要とする登録を取り消されたとき。
- （２）資格審査の重要な事項について、故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
- （３）手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行当座取引を停止されている者、破産者で復権を得ない者、経営状態が著しく不健全であると認められる者
- （４）次のいずれかに該当する者

ア 暴力団

イ 暴力団員等 暴力団員又は暴力団準構成員（暴力団員以外の者で、暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第１号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力する者をいう。）をいう。

ウ ア及びイに掲げる者以外の者であって、次のいずれかに該当する者として市長が認めるもの

- （ア）役員等が暴力団員等に該当する者
- （イ）役員等が業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用している者
- （ウ）暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
- （エ）役員等が、自己、その属する法人等若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用している者
- （オ）役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- （カ）役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用している者

- (キ) 役員等が、市との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用している者
- (ク) (ア) から (キ) までに掲げる者のほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 入札参加資格を辞退したとき。

第8 会社の合併等による入札参加資格の承継の手続

次の各号のいずれかに該当する場合は、合併等の日の翌日を審査基準日とみなし、申請により随時資格審査を行い、営業の同一性が認められるときは、資格者名簿に登載するものとする。

- (1) 有資格者と他の有資格者又は資格者名簿に登載されていない者（以下この項において「無資格者」という。）とが合併した場合
 - (2) 有資格者である個人が法人組織に変更した場合
 - (3) 有資格者又は無資格者が他の有資格者から営業の全部又は一部を譲り受けた場合
 - (4) 有資格者が会社分割を行ったことにより、資格に関する営業を承継した（会社分割により新たに設立する会社を承継するときを含む。）場合
 - (5) 有資格者と他の有資格者又は無資格者とが中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合を設立した場合
- 2 前項の第3号又は第4号に該当する場合において、営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社が引き続き資格の一部を有するときは、当該営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社は、営業の一部を譲り受けた会社又は資格に関する営業を承継した会社と同時に資格審査を申請しなければならない。

第9 入札参加資格の再審査

有資格者が次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を高知県知事に報告しなければならない。この場合において、当該有資格者の申請により入札参加資格の再審査を行うものとする。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）による会社更生手続開始の申立てを行ったとき。
- (2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158条）による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行ったとき。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てを行ったとき。